

石垣市道路占用料新旧対照表

占用物件		単位	占用料 (円)	
			現行	改定後 (R7.4.1~)
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	360	<u>480</u>
	第2種電柱		550	<u>730</u>
	第3種電柱		740	<u>990</u>
	第1種電話柱		320	<u>430</u>
	第2種電話柱		510	<u>680</u>
	第3種電話柱		700	<u>940</u>
	その他の柱類		32	<u>43</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	3	<u>4</u>
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2	<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310	<u>420</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	190	<u>260</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	640	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270	<u>360</u>
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	1,100	<u>870</u>
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	640	<u>850</u>
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	13	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの	1年	19	<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		29	<u>38</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		38	<u>51</u>

		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			57	<u>77</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			76	<u>100</u>	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			130	<u>180</u>	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			190	<u>260</u>	
		外径が1メートル以上のもの			380	<u>510</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	—	<u>3</u>	
			その他のもの		—	<u>9</u>	
	施 設	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	上空に設けるもの	1本につき1年	—	<u>680</u>
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		530	<u>430</u>
			その他のもの	地下に設けるもの		320	<u>260</u>
			その他のもの			640	<u>850</u>
法第32条第1項第4号_____に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	640	<u>850</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>	
		階数が2のもの					Aに0.007を乗じて得た額

		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			530	430
	地下に設ける通路			320	260
	その他のもの			640	850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	11	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	110	87
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	870
第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	510	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11	9
		その他のもの	1本につき1月	110	87
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	870
その他のもの			530	430	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	640	850

政令第7条第3号に掲げる施設			A に <u>0.028</u> を乗じて得 た額	A に <u>0.031</u> を乗じて 得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占用面積1平方メー トルにつき1月	110	<u>87</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			64	<u>85</u>
政令第7条第 8号に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	A に <u>0.017</u> を乗じて得 た額	A に <u>0.014</u> を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		A に <u>0.02</u> を 乗じて得た 額	A に <u>0.17</u> を 乗じて得 た額
	その他のもの		A に <u>0.028</u> を乗じて得 た額	A に <u>0.025</u> を乗じて 得た額
政令第7条第 9号に掲げる 施設	建築物		A に <u>0.017</u> を乗じて得 た額	A に <u>0.019</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.012</u> を乗じて得 た額	A に <u>0.014</u> を乗じて 得た額
政令第7条第 10号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物		A に <u>0.02</u> を 乗じて得た 額	A に <u>0.022</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		A に <u>0.012</u> を乗じて得 た額	A に <u>0.014</u> を乗じて 得た額
政令第7条第 11号に掲げ る応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの		A に <u>0.017</u> を乗じて得 た額	A に <u>0.019</u> を乗じて 得た額

建築物	上空に設けるもの		<u>Aに0.02を</u> 乗じて得た 額	<u>Aに0.022</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		<u>Aに0.028</u> を乗じて得 た額	<u>Aに0.031</u> を乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			<u>Aに0.028</u> を乗じて得 た額	<u>Aに0.025</u> を乗じて 得た額
政令第7条第 13号に掲げ る施設	トンネルの上又は高速自動車国道若 しくは自動車専用道路(高架のものに 限る。)の路面下に設けるもの		<u>Aに0.017</u> を乗じて得 た額	<u>Aに0.019</u> を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		<u>Aに0.02を</u> 乗じて得た 額	<u>Aに0.022</u> を乗じて 得た額
	その他のもの		<u>Aに0.028</u> を乗じて得 た額	<u>Aに0.031</u> を乗じて 得た額